

平成23年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年9月29日（木曜日）

○議事日程（第6号）

平成23年9月29日（木）午前9時58分時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第32号 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第33号 平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 4 議案第34号 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 5 議案第35号 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 6 議案第36号 平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第 7 議案第37号 平成22年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第38号 平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第39号 平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第40号 平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第41号 平成22年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第42号 平成22年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第43号 工事請負変更契約について
（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）
- 日程第14 議案第45号 議案第45号 市長の給与等に関する条例の特例を

定める条例等の一部改正について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第15 陳情第2号 保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第16 発議第9号 尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第17 発議第10号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について

日程第18 発議第11号 漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員(15名)

1番 北村道生議員	2番 内山鉄芳議員
3番 端無徹也議員	4番 田中勲議員
5番 三林輝匡議員	6番 神保美也議員
7番 南靖久議員	8番 三鬼和昭議員
9番 與谷公孝議員	10番 大川真清議員
11番 濱中佳芳子議員	12番 三鬼孝之議員
13番 高村泰徳議員	15番 中垣克朗議員
16番 真井紀夫議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	岩田昭人君
副 市 長	横田浩一君
会計管理者兼出納室長	大倉令資君
市長公室長	仲明君
総務課長	三木正尚君
財政課長	川口拓也君

防 災 危 機 管 理 室 長	川 口 明 則 君
税 務 課 長	奥 村 和 俊 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
福 祉 保 健 課 長	川 端 直 之 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
商 工 観 光 推 進 課 長	奥 村 英 仁 君
魚 ま ち 推 進 課 長	大 倉 良 繁 君
木 の ま ち 推 進 課 長	小 倉 宏 之 君
建 設 課 長	上 田 敏 博 君
水 道 部 長	貝 川 弘 毅 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	諦 乘 正 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	児 玉 佳 高 君
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長	和 田 恭 典 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	畑 中 伸 稔 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	大 川 一 文 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	中 野 誠 君
学 校 指 導 係 主 幹 兼 係 長	芝 田 基 史 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	中 森 將 人 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	山 本 和 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹 平 專 作
議 事 ・ 調 査 係 副 主 幹	岩 本 功

〔開会 午前 9時58分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号によりとり進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第32号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」から、日程第14、議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」までの、計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審議願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、濱中佳芳子委員長。

〔11番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11番（濱中佳芳子議員） おはようございます。

私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第32号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」と、議案第43号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」の2議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る9月15日には、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、さらに、9月22日は、参考人聴取も行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第32号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第43号につきましては、賛成少数で否決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

なお、議案第43号「工事請負変更契約について」は、入札時の設計図面と数量調書との間のそごの確認ミスから起きた1,679万8,340円の不足分と、その後、教育委員会等から提案された追加分の2,461万2,186円の工事についての工事費用を追加するための契約変更であります。この1,679万8,340円の不足分の追加については、設計図面を主とした入札をすべきところを、参考資料である数量調書に置きかえる、本来してはならない入札方法をとった市側の判断ミスではないかとの指摘がありました。

一方で、入札時に正しいとされていた数量調書の中にもミスがあり、図面の不備とあわせ、設計会社のミスではないかとの指摘もあり、設計会社に対して賠償を求める意見も出ました。

これらについては、市長は、市側のミスであるとのことから、市長、副市長、教育長の減給を申し出され、業者側には、本来図面を正しく補修して出せば、もともと必要な工事箇所が1,679万8,340円については損害を与えられたものでないことから、賠償に値する額が発生しないとの考えで、瑕疵責任における賠償請求することはできないとされました。

しかし、この責任の所在について、委員からは理解しがたい点が残っていると指摘もあり、工事そのものの確認もしたいとのことから、設計業者であるシーラカンズアンドアソシエイツ社に参考人としての出席をいただき、説明を求めたところです。

その際、シーラカンズ社から時間が短かった作業工程を指摘しながらも、請け負った責任上、図面や数量調書の不備に対する謝罪をいただき、それについては、重点管理としていた当初の管理体制を常駐管理とする負担を持っていただき、さらに完成後の学校の児童に対して、木に触れるワークショップの開催や、学校菜園づくりの手助けなどを申し出していただきました。

また、設計図面の不備に関しては、通常、建築入札において、入札時までには何度も発注者と打ち合わせをし、補修を重ね、間違いのない状態で入札に望むべきところ、今回、発注者である市は、入札までに発見していた図面の間違い補修することを設計会社に伝えず、本来、参考資料にすぎない数量調書を主とした入札方法に変えたことも伝えていなかったことがわかりました。

委員からは、執行部に対して、当初のチェックミス及び入札方法を変更したこと、その後、さまざまな不手際について、3カ月にわたり議決の必要な案件であるにもかかわらず、一切、議会に対する説明がなされていないことに対する指摘

や、責任の所在に関する説明が不明瞭であり、さらに混乱に拍車をかけたと言わざるを得ない意見が出ました。

なお、追加工事に関しては、契約変更の箇所が議決を得るまでに7割程度の工事が進んでいることの説明が求められました。この工事の進捗に対する執行部の説明は、追加工事の大部分が2学期から児童・生徒が使用する既設の補強された校舎に対しての工事であることから、8月いっぱいまで工事を終了させる必要があったこと、もし日程が延びてしまえば、子供たちがいる場所での工事になり、危険が避けられない懸念があったことが理由として説明されました。

しかし、今回の追加工事が不明瞭な説明であったことから、今後の工事の進捗に関しても疑心暗鬼が生じており、さらに追加が見込まれているのではないかとの質問もなされ、これに対しても、執行部では、現時点では5月以降に建築基準法の改正により生じた避難階段の設置と、旧校舎の取り壊しが完了するまで確認できなかった井戸が発見されたことにより、地盤改良が必要になる可能性が残っているとの説明でした。

以上、とても重要な入札において、安易な判断を行った執行部の責任と、十分臨時議会を開催するに値する重大な案件に対し、その相談すら怠った執行部の対応に憤りを感じているとの意見が大部分の委員から出ました。

最後に、子供たちにとって、最高によいものをつくりたいとの思いから取りかかった学校建築に対し、安易な気持ちからの失敗を招いたことは、これからまだまだ続く学校耐震計画への戒めとして、今後、このようなことのないよう申し添えたことをご報告をいたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 次に、総務産業常任委員会、三林輝匡委員長。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5番（三林輝匡議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

9月16日午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました。

委員の中には、一連の問題において、議会への対応に重大な誤りがあり、その後の9月22日開催の生活文教常任委員会で審査される工事請負変更契約の議案の審査で、市長、副市長、教育長の責任がより明らかになるとも考えられ、提案

された以外の責任の取り方もあるのではないかと思いますので、それを見きわめた上で参考にしたいとの意見もございました。

しかし、この議案は、ここまで混乱を来していることに対する管理監督上の責任として提案されたものであるから、生活文教常任委員会の結果いかににかかわらず、付託された議案に対する総務産業常任委員会としての採決をとりました。

結果、付託されました議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 次に、予算決算常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私ども予算決算常任委員会に付託になりました議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第34号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第35号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第36号「平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第37号「平成22年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第38号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第39号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第40号「平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第41号「平成22年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第42号「平成22年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」、以上10議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

去る9月20日、22日及び同月26日、27日、28日の5日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼出納室長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました議案第33号から議案第36号の補正予算にかかわる4議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第37号から議案第42号の決算6議案につきましても、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

なお、議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、コミュニティセンター等建設事業の早田コミュニティセンター設計委託料については、建設予定地が津波浸水域として、想定されている場所であり、防災上の安全面から、建設場所を再検討するよう、再度、地区との協議を行う必要があるとの大多数の意見がありましたことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告がございますので、順次これを許可いたします。

最初に、4番、田中勲議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） それでは、通告に従い、反対討論をいたしたいと思えます。

私は、今回、執行部から突如として出されてまいりました尾鷲小学校・尾鷲幼稚園の改築補強工事に係る4,600万円の補正予算に対して反対を表明いたします。

私も、皆様と同様に、これまで市長初め執行部の話に耳を傾け、私なりに一生懸命理解しようと努めてまいったつもりであります。しかしながら、幸か不幸か、いまだに今回の4,600万円の補正予算には納得がいかないであります。

残念なことに、本議会もきょうが最終日であります。ここにご列席の議員の皆様も私と同様に、きっと苦渋の選択を迫られていることであらうでしょう。お聞き苦しい点をご容赦を願って、私の言わんとすることをお聞きいただきたいと思えます。

今回の問題は、その発端は言うまでもなく、業者による設計のミスであり、その誤りを見抜けなかった市の責任であることは言うまでもありません。市長は一貫して全責任は市にあるのだから、業者には責任を問えず、金品について業者に一切申し出はしないと言っておられました。

しかし、一方、業者のほうは、責任は当方にも大いにあるのだから、市から申し出があれば対応すると言っております。この両者の話は、まさに摩訶不思議としか言いようがありません。市長の言われる、全責任は市にありということは、

一体どういうことでありましょうや。もとより、市の責任の大きさを差し引いたとしても、一方の業者にも大きな責任があることは、世の中の常識ではありませんまいか。市長は、工事の落札率84.6%の残りの差金で対処させてほしいと言っておられますが、筋違いも甚だしく、決してそんな生易しい問題ではありません。今回の予算は、市に損害を与える予算であることを執行部も、我々議員も肝に銘ずべきであります。

私といたしましても、皆様と同様、安全・安心な学校が一日でも早く立派に完成されることを心から願う気持ちには何ら変わりはありません。一にも二にも、私の考えは、学校が立派に完成された暁に、市長と業者双方がひざを交え、この問題の責任のとり方について真摯に話し合う機会を持つべきであるということです。私は業者に大きな責任を問えとは決して申ししておりません。たとえの話でまことに申しわけありませんが、仮に、今回の予算が通ったとして、市民サイドの目からどう映るでしょうか。市民の権利を主張したい人が出てこないとも限りません。そのとき、議会はどうか対処できるというのでしょうか。恐らく、非難のあらしの声はわき起こり、それこそ議会の信用は失墜し、奈落の底に一気に転がり落ちるのではありますまいか。今、このときこそ、議会は良識を持ってこの予算の見直しを執行部に要求すべきときであります。

以上の理由により、私はこの議案第43号には反対をいたします。何とぞご賛同賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 次に、2番、内山鉄芳議員。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2番（内山鉄芳議員） 議案第43号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」に伴う工事請負変更契約につきまして、賛成の立場で討論を行います。

私は、昨年生活文教常任委員会の委員長として、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園の耐震整備事業について、5回の委員会を開催し、学校の視察も2回行いました。また、子供たちのワークショップへも参加するなど、本工事が順調に進捗し、すばらしい学校ができることを強く望んでおりましたが、しかし、思わぬ事態が発生いたしました。

入札執行において、設計業務成果物の確認作業を行い、入札公告後、入札業者との質疑の中で、設計図面と数量調書のそごが判明し、設計業者と調整した上で数量調書をもとに、5月27日に入札を行い、6月3日に税込み6億3,488

万8,800円で契約を行いました。

その後、数量調書にも不備があることが判明し、これを改めるために4,605万8,250円を加えた工事請負変更契約が必要となりました。

今回の、工事請負変更契約に至る経過の中で、問題は設計業者の設計に間違いがあったこと、設計委託期間内に市から修正の指示がなされなかったこと、入札において設計図面の誤りが判明したにもかかわらず、工期が厳しいとはいえ、入札方法に従来の方法で行わず、数量調書を優先したことであります。私は、市の責任は大きいものと考えています。幸いにも、実質的な損害はないとのことですが、未然にこのような事態が防げなかったことと、市民に市政執行上の不安をもたらしたことは非常に遺憾であります。

執行部は、この非を認め、市長、副市長、教育長みずからに厳しい処分を課しましたが、私はこの問題につきましては、同様の問題が二度と起こらないように再発防止策を行うことと、多くの市民が望んでいる尾鷲小学校・尾鷲幼稚園の改築を立派になし遂げること、それこそが市民への謝罪であると考えております。

もし、この議案を否決すれば、今後の工事はどのようになるのでしょうか。工事は完成するのでしょうか。追加工事の中には、基礎的な工事もあると報告を受けています。もし、このまま工事がとまるようなことがあれば、非常に危険な状態で生徒たちは授業を受けなければならないのかということに危惧しております。

尾鷲小学校・尾鷲幼稚園の改築は、子供たち、保護者、地域住民の長年の願いでもあります。何よりも、子供たちが安心して、安全に学び、生活することができる教育環境をつくることこそが未来の尾鷲市のために大切なことではないでしょうか。

今回提出された工事請負変更契約についてにつきましては、市の誤りもありますが、非は非として、立派な尾鷲小学校・尾鷲幼稚園が改築されることを望み、私の賛成討論とさせていただきます。何とぞご賛同のほど、よろしく願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 次に、16番、真井紀夫議員。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私は、議案第43号「工事請負契約の変更について」に対して反対の立場で討論をいたします。

今回の設計ミス事件の問題点は、数多くあると考えますが、その根本は、教育委員会のトップの自分勝手な体質と設計業者のずさんな図面と数量調書、市執行

部の暴走とも言える考え方にあると思います。

限られた期間に完成させなければならない尾鷲小学校耐震整備と新築工事であるのに、それを軽視して、追加の注文を早くまとめず、ずるずると時間を浪費した教育委員会の無責任さ、期間が短かったとか、東日本の震災でおくれたとか、言いわけをする設計業者、そしてそのミスを見破れないまま、工事の競争入札を強行してしまった市執行部、その上、ひたすらシーラカンスという設計業者をかばい続ける岩田市長、問題の発端は、市長がシーラカンスにどうしても設計を発注するのだという強い意思にあったと私は思っています。なぜシーラカンスなのか、その理由はわかりませんが、何かがあるという疑念は捨てきれません。

私たち議員は市民の負託にどうこたえたらよいのか、市政の執行を厳しくチェックする責務があります。問題は、日ごろから各議員が市民に信頼される言動を行っているかどうかということでもあります。

今回の設計ミス事件も、議会は何だかんだと言いながら、最後には市長の言うがままに賛成多数でその議案を通してしまうのだらうと、多くの市民はさめた目で見ていたのではないのでしょうか。議会不信は高まっています。この際、私たち議会の正しい道理、すなわち正義をしっかりと示すべきではないのでしょうか。

市執行部にも、申し上げたい。設計費 2,748 万円、施工監理費 1,522 万円、そして総工事費 6 億 8,094 万円、このすべては市民の大切なお金です。市民に理解してもらえる使い方をしなければなりません。いま一度考えを改める気はないのですか。

「過てばすなわち改むるに憚ることなかれ」であります。今回の議案は、余りにも問題が多過ぎます。設計業者、市執行部、教育委員会など、大人の不始末が尾鷲小学校の子供たちに迷惑をかけないように、きっちり処理すべきだと思います。設計後に、敷地の中に昔の井戸があったことがわかったり、新しい建築基準法に合わさなければならない工事が必要になったとか、さまざまな不備が見つかっています。この際、しっかり見直して、問題のない提案をしていただきたいのであります。

いつでも臨時議会を開いて協議できます。わだかまりのない尾鷲小学校を建設されるよう、願望して今回の議案第 43 号の反対討論といたします。

議長（中垣克朗議員） 次に、10 番、大川真清議員。

〔10 番（大川真清議員）登壇〕

10 番（大川真清議員） さきの生活文教常任委員会の採決において賛成をしております。

ませんが、今回、議案第43号「工事請負変更契約について」の議決に賛成の立場から討論を行います。

尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業については、設計上の問題が明らかになり、追加工事が必要となったことから、8月下旬から9月上旬にかけて、2回の生活文教常任委員会が開催されました。さらに、今定例会においても、2回にわたって当委員会が開催され、設計業者を参考人として招致するなど、契約議案としては異例の審査となりました。

今回の事業では、市の完成検査で設計ミスを見落としたこと、また設計図面ではなく、数量調書をもとに入札を執行した判断の誤りがありました。この結果、発注者であり、完成検査を行った市の責任や、受注者である設計業者の瑕疵責任が問われることになりました。

さらに、設計ミスによる追加工事が発生したのみならず、建築途中で必要となったその他の追加工事においても、議会で変更契約の議決を経ることなく進めるという市政執行にも問題が波及しています。

これは、市役所内の危機管理やコンプライアンスの問題であり、市長の答弁でもたびたび聞く二元代表制の一方である議会を無視するような市政執行には、大いに疑問があります。

今定例会中に、追加議案として市長初め、副市長、教育長の給料を減額する議案が出されておりますが、責任のとり方として十分なものとは思えません。

一方、今回の事業は、来年3月末をもって完成するという工期が短く厳しい工程の中で工事が進んでおります。

予算については、昨年度から繰り越しをしており、今年度中に工事を完了しなければ補助金の算定や過疎債の適用に少なからずの影響が出ると思われまます。概算では、3億円を越す財政負担のリスクがあり、来年度の予算編成や財政運営にも影響が出かねない状況です。

今回の事業の最も大切なことは、最小限の財政負担で一刻も早く耐震化された校舎が完成することです。学校は、将来を担う子供たちにとって大切な時間を過ごす場所であり、3月11日の東日本大震災の例を挙げるまでもなく、東南海地震などの発生が予想される地域では、学校の耐震化は最優先の課題です。

今年度は、輪内中学校、来年度は宮之上小学校の耐震化事業にも着手する予定となっており、木造校舎以外の耐震化事業によりやくめどがついたところであり、遅滞なく進めていただきたいと思います。

市長初め、執行部には、今回のような審査に至った事態を市政の危機管理の問題としてとらえ、市政執行の状況を透明化し、適時情報を公開することを求めます。

そして、市役所内のコンプライアンスを含めた意思決定のあり方を検討し、単なるチェック体制の確立や危機管理マニュアルの作成にとどまらず、組織を変革していくことも求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 次に、7番、南靖久議員。

〔7番（南靖久議員）登壇〕

7番（南靖久議員） けさ、出がけに新聞で自分の運勢を見てみましたら、フィルムも入れず、ピントも合わせず写真は撮れないと書かれておりました。できる限り、ピントの合った討論をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、今回上程されております議案第43号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」と議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」の計2議案に対して反対の立場から討論に参加をいたしたいと思います。

去る9月22日開かれました生活文教常任委員会で、市民が今最も注目しております議案第43号、尾鷲小学校等にかかわる工事請負変更契約が2対5の賛成少数で否決されたことは皆様ご承知のところであります。

私も反対の立場を明確にしている議員の一人として、まずもって、初めに、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園のよりよい、安心で安全な学校環境整備と、誠意を持って工事を施工していただいております建設業者の皆様方には、何の異論もないことを申し上げたいと存じます。

今回の事につまずきは、委託設計業者から提出されました設計図書の成果物をわずか2日間の短い時間でチェックしたことが設計図書の不備の見落としに始まり、本来、入札方式は全国的にも設計図書を基本入札とするところを、急遽、2日前に入札方式を変更し、すなわち、参考資料として添付されております数量調書を基本とした上に、図面と数量調書の間で記載内容にそごある場合は数量調書を優先するという文書通達を行い、全国的にも類を見ない入札方式が今回執行部として本来、市政のあり方を問われる大きな問題に発展をいたしました。

当然、設計業者の設計図書の不備については、私は不信感をぬぐい去ることはできません。やはり、一番大きな判断ミスは、指名審査委員会に諮ることなく数量調書を優先とした前代未聞の入札変更であり、いわば白紙の委任状を相手に渡

したようなものだとも考えられます。

私自身もみずから反省することは少なくありませんが、人が仕事を行う上においてミスは当然ついて回るものであります。初めから、議会や市民に対して正直に相談をしていれば、子供たちのための学校耐震工事のことなので市民的にも十分な理解が得られるはずであったものと考えております。

しかし、一方でうがった見方をすれば、今回、執行部の議案提出は学校という学舎を大儀に、最終的にみずからの不始末を議会に押しつけようとした恣意的な考え方がかいま見えます。その理由に、市民や議会に対して9月定例会の議案書や予算ができ上がるまで大きな問題点が幾つか生じているのに、何ら入札にかかわる経過説明や工事に対しても尾鷲小学校から要望の出た追加工事の説明も全くなかったことであり、特に事業主体であります教育委員会のその責任ははかり知れないものがあります。

畑中教育長は、以前から真井紀夫議員の須賀利大池文化財指定問題の答弁で、大池問題は議会の議決事項ではないので、議会の承認が必要はないが、教育委員会として、議会に対して報告責任がある旨の答弁を何回となく繰り返し述べられております。

しかし、教育長の大池問題の答弁とは裏腹に、今回提出されております工事請負変更契約は議会議決が必要とすることを知っていながら、変更増額予算4,605万8,250円の耐震整備工事が市民や議会に諮ることなく、既に70%近く執行されていることの現実を我々議員はどのように理解すればよろしいのでしょうか。まさに、議会を愚弄しているとは、今回の教育委員会の行政執行を指すのではないのでしょうか。

今回提出されております議案第43号は、地方自治法に罰則規定はないものの、明らかに地方自治を逸脱した不適切な行為であり、議会人として審査、監視、議決等の二元代表制を堅持する一人として、また議会の本分として、到底容認することはできるものではありません。

また、一方では議会のあり方を問われている大きな問題とも私は認識をしているところであります。

議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」も、議案第43号との工事請負変更契約の関連として、執行部として一連の不手際の政治的責任をとる意味での市長、副市長、教育長の給与減額についての議案なので、議案第43号と同様に議案第45号についても反対を表明する

ものであります。

最後に、執行部として今後の市政運営について、市民や議会に対しての情報開示のあり方、そして尾鷲市議会として、審査、議決、監視、評価、提言等の基本的なあり方が尾鷲小学校・尾鷲幼稚園の学舎を舞台に繰り広げられたことについては、まことに残念であることとともに、学校関係者の方々や市民の皆様に対してご心配やご迷惑をおかけしたことを議会人として深くおわびし、私の反対討論といたします。

議長（中垣克朗議員） 次に、9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 私は、議案第43号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」についてであります。この議案に賛成の立場から討論を行います。

去る8月26日13時より生活文教常任委員会終了後の全員協議会並びに9月5日13時からの全員協議会において、この議案第43号にかかわる設計業務委託の検査から工事着工までの流れのフロー図に基づく説明を受けました。後に、質疑応答に入ったわけではありますが、私としては、次の点を指摘しておきたいと思えます。

まず1点は、市のチェック部署における設計図書の不備の見落としとあります。これは、設計事務所からの設計図書の成果物の提出が3月29日、市の完了検査が3月31日、成果物を受け取ってからのわずか3日、正味3日はありません。この前段には、尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に伴う基本計画実施計画策定業務契約については、履行期間が平成22年9月7日から平成23年2月3日までの150日間が、平成23年1月14日に変更契約が結ばれ、56日間延期されました。完成期限が平成23年3月31日に、そして成果物が3月29日に提出されております。この変更契約が市の完了検査日程が圧縮されている、これらが大きな要因になっている点であります。したがって、この完了日程において、すべてチェックできたか、この質問に対しては、できておりませんと、この答弁が返ってきております。

2点目は、判断誤り、数量調書を参考資料とし、図面を基本とした入札方式から数量調書を基本とした数量契約方式での執行を決定した点、通常では考えられません。決定の過程がどうあったかという点であります。

3点目、契約、工事着工後、数量調書の不備が確認され、7月末には精査の結

果が出たにもかかわらず、8月26日の生活文教常任委員会並びに全員協議会での議会への報告が約1カ月近く経過している点であります。

この3点につきましては、今後も厳しく注視していく必要があると考えております。

また、5月2日から5月11日の間に行われました入札参加業者からの設計図書等への質疑書の受け付けについては、226項目の質疑があり、5月16日に質疑書への回答がなされております。この図書を踏まえた上での入札であったであろうと思います。市としても、今後の取り組みや対応について、設計業務委託に関しては、第三者機関を入れる、入札フローに注意を入れる、職員のスキルアップ等と言っておられますが、私はこの際、三重県の実施している入札制度を取り入れていくべきであると考えております。この点においては、副市長は県の制度に肝を命じて高めていくとお答えになっておられますので、期待をしております。

今後、このような混乱を来さないよう、万全の構えで臨んでいただき、工事が無事に終わりますように、そして立派な校舎が完成することを願って、賛成討論いたします。よろしくお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第32号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第33号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(中垣克朗議員) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第34号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第35号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第36号「平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第37号「平成22年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第38号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第39号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10、議案第40号「平成22年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11、議案第41号「平成22年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第42号「平成22年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第43号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

日程第13、議案第43号について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（中垣克朗議員） 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第45号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（中垣克朗議員） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、陳情第2号「保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、濱中佳芳子委員長。

〔11番（濱中佳芳子議員）登壇〕

11番（濱中佳芳子議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました陳情第2号

「保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情」の1件につきましては、去る9月15日、委員会において慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第15、陳情第2号「保育園施設の耐震整備及び防災対策についての陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、本件は、原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第16、発議第9号「尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(中垣克朗議員) ただいま議題の発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

13番、高村泰徳議員。

[13番(高村泰徳議員)登壇]

13番(高村泰徳議員) それでは、発議第9号「尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」の提案理由を説明いたします。

本年8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方自治法第2条第4項に定める市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとの規制が削除されました。

このことは、計画的策定義務の撤廃とともに、議決事項ではなくなるという改正内容であります。現在、尾鷲市におきましては、第6次尾鷲市総合計画を策定中でございます。これを受け、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、総合計画の基本構想及び基本計画を議会の議決すべき事項と定め、市行政を市民に

わかりやすいものとし、透明性の高い行政執行の推進に資するものとすべきであることから、新たに条例を制定しようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、発議第9号「尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（中垣克朗議員） 挙手全員であります。

これをもって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第10号「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について」及び日程第18、発議第11号「漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書について」の発議2件を一括議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（中垣克朗議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

最初に、発議第10号「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について」の説明を求めます。

9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 案文の朗読をもちまして提案理由の趣旨説明とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難場所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です。

このたびの東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部との連携が取れなかった等々学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省は、今年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言をとりまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が被災時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。

災害は待ってくれません。よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合において、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために、活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する以下の事項について、速やかに実施するよう強く要望します。

一、新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

一、制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること、例えば地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

一つ、学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的な導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 次に、発議第11号「漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書について」の説明を求めます。

7番、南靖久議員。

〔7番（南靖久議員）登壇〕

7番（南靖久議員） それでは、朗読をもちまして、発議第11号の提案理由の説明とさせていただきます。

漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書（案）。

漁業は、我々の健全な食生活に求められる水産物を供給するとともに、環境・生態系の保全にも寄与しています。

本市においては、多面的な資源管理や栽培漁業、養殖漁業などの展開を進め、本物志向、環境・健康志向、安全志向といった消費者のニーズに応えられる生産基地となるよう質の高い水産物の生産を展開しているところです。

しかし、近年、この本市の基幹産業である水産業を取り巻く情勢は、周辺海域の水産資源や漁業生産量の減少、漁業従事者の高齢化と担い手不足などにより、水産物の安定供給機能の低下や地域経済活力の低下など、さらに厳しさを増しております。

特に、沿岸漁業においては、コストに占める燃油の比重が極めて大きく、燃油の高騰が継続する中で、漁業経営は深刻な状況に置かれており、燃料の安定価格は漁業経営の継続において大変重要なものであります。

しかしながら、多くの漁船に使用する軽油につきましては、これまで軽油引取税が漁船の動力源を含め、一定の用途に限り課税免除されてきたところですが、道路特定財源の見直しに伴い、この免税措置は平成24年3月までとされています。

よって、国においては、水産物の安定供給と漁業者の経営安定を図るため、漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の課税免除の恒久化を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうかご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（中垣克朗議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これよりただいまの発議2件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中垣克朗議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第17、発議第10号「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第11号「漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除恒久化を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(中垣克朗議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議2件につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、大変ご苦勞さまでございました。

去る6日の開会以来、ご提案を申し上げました「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」の議決についてを初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

今回の議案におきまして、特に、議案第43号の尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備に係る工事請負変更契約については、市民の皆様並びに議員の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけし、改めておわびを申し上げます。

審議の結果としては可決をいただきましたが、審議の中でさまざまご指摘、ご意見等をいただきました点につきまして、深く反省するとともに、今後十分心

してまいりたいと存じます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中垣克朗議員） 去る9月6日開会以来、長い間まことにご苦労さんでございました。

これをもって平成23年第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

〔閉会 午前11時23分〕